

令和8年3月4日

世界平和統一家庭連合
清算人 弁護士 伊藤 尚

債権申出を検討されている皆さまへ

世界平和統一家庭連合（以下「本法人」といいます。）について、令和8年3月4日、清算手続が開始しました（東京地方裁判所令和5年（チ）第43号）。

今後、官報公告をもって、本法人に対して債権を有するとお考えの皆さまに対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨を催告いたします（宗教法人法第49条の3第1項）。債権者の皆さまが債権の申出をする機会を確保するため、債権申出期間は1年間とすることを検討しています。債権申出期間の始期については、令和8年5月中旬頃を予定していますが、後ろにずれる場合もあります。

当職は、現在、上記の催告と、債権を有するとお考えの皆さまから債権申出をお受けする準備をしており、申出方法等について、追って後記の清算人ホームページなどでご案内をいたします。

清算手続全体に関する説明は、後記の清算人ホームページの「よくあるご質問等」の「第1 清算手続全般について」をご参照ください。

以上

《清算人ホームページの URL》
<https://ffwpu-seisan.jp>

